様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　　2024年　6月　20日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ちゅうごくでんりょく  一般事業主の氏名又は名称 中国電力株式会社  （ふりがな）なかがわ　けんごう  （法人の場合）代表者の氏名 中川　賢剛 印  住所　〒730-8701　広島県広島市中区小町４番３３号  法人番号　4240001006753  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①中国電力グループ経営ビジョン | | 公表日 | ①2020年1月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  ①https://www.energia.co.jp/ir/irkeiei/pdf/groupvision\_02.pdf  p.2-3、p.10、p.20-22、p.26-27、p.38-41 | | 記載内容抜粋 | ■企業経営の方向性  【記載箇所：①のp.2-3、10、p.20-22、p.26-27】  急速に変化する事業環境を踏まえ、「エネルギーは使命」、「新たな事業に挑戦」、「すべての人が持ち場で輝く」の3つをミッションとした「ENERGIA CHANGE 2030」（以降、経営ビジョン）を新たな経営ビジョンとして策定。本ビジョンの実現によって、従来から当社が取り組んでいるお客さまニーズに合わせた料金メニュー・サービスの提供および、地域に根差した付加価値サービスの提供をより推進すると共に、さらなる事業領域の拡大と社会の要請に応えることを目指す。  ■情報処理技術の活用の方向性  【記載箇所：①のp.38-41】  経営ビジョン実現に向けたビジネスモデルの方向性として、上記のミッションそれぞれに対応する形で、以下の通り取り組み内容を定めた。  Ⅰ．エネルギー事業を中心とした既存事業の強化・進化  Ⅱ．更なる成長に向けた新たな事業への挑戦  Ⅲ．多様な人材が活躍できる更なる環境づくり  上記の中で「AI・IoT等、進歩するICTを活用した業務革新」、「ビッグデータの活用」、「イノベーション創出のための環境整備」等を情報処理技術の活用の方向性として設定している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①取締役会の承認を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①中国電力グループ統合報告書2021  ②中国電力グループ統合報告書2022  ③中国電力グループ統合報告書2023  ④中国電力グループアクションプラン2024-2025 | | 公表日 | ①2021年10月29日  ②2022年10月28日  ③2023年10月31日  ④2024年4月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  ①https://www.energia.co.jp/ir/irzaimu/pdf/tougou/2021\_tougou.pdf  p.45  ②https://www.energia.co.jp/ir/irzaimu/pdf/tougou/2022\_tougou\_01.pdf  p.43  ③https://www.energia.co.jp/ir/irzaimu/pdf/tougou/tougou\_02.pdf  p.44、p.51-52、p.54  ④https://www.energia.co.jp/assets/press/2024/p20240430-5.pdf  p.12 | | 記載内容抜粋 | 【記載箇所：①のp.45】  経営ビジョン実現に向けたIT活用の戦略として「IT構想 ～Energia Digital Innovation～」（以降、IT構想）を策定。具体的な実施項目としては以下の通り。  〇業務プロセスの自動化  〇データ活用  〇どこでも働ける環境の実現  〇業務のデジタル化  〇最新のICTの活用を促進するIT環境整備  〇IT人材の育成  【記載箇所：③のp.51、④のp.12】  さらに、IT構想とその達成状況・残課題をもとに「DX推進に向けた2025年度までのロードマップ」（以降、ロードマップ）を策定し、“足固めのDX”と“攻めのDX”それぞれの視点から具体的な重点実施事項（IT環境整備、推進体制・企業文化、人材確保）に取り組んでいる。  【記載箇所：①のp.45、③のp.51、④のp.12】  また、上記IT構想およびロードマップの中で「データ活用」を重点項目として設定しており、具体的なデータ活用の取り組みの一例としては以下の通り。  【記載箇所：③のp.44】  ・再生可能エネルギーの導入拡大および送電設備の保全業務高度化に向けた実証試験  中国電力グループと富士通㈱は、ダイナミックレーティングの実現、および送電設備の保全業務高度化におけるドローンの活用に向けて、風況などの環境データの実用性について1年間の実証試験を実施。送電線近傍の環境データを推定し、実測データと比較検証することで有効性を確認した。今後は再生可能エネルギーの導入拡大や送電設備の保全業務のさらなる高度化に取り組む。  【記載箇所：③のp.54】  ・貯水池式水力発電所における発電計画策定の最適化に向けたAIシステムの開発  AIを用いた貯水池式水力発電所の発電計画策定を最適化するシステムを開発。当社のダムで試運用を行い、実際の発電所運用に使用しても問題ない精度であること、従来手法と比べて、より精緻な発電計画の策定ができることを確認した。今後、試運用での課題解決に取り組むとともに、他のダムへの導入を進めていく予定。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①取締役会の承認を経て公表  ②取締役会の承認を経て公表  ③取締役会の承認を経て公表  ④取締役会の承認を経て公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①中国電力グループ統合報告書2022　p.43  ②中国電力グループ統合報告書2023　p.52 | | 記載内容抜粋 | 【記載箇所：①のp.43】  体制として、デジタル技術・データ活用による業務変革・価値創造を推進し、競争力を高めていくため、デジタルトランスフォーメーション（DX）を統括・支援する専任組織「DX推進プロジェクト」を設置した。  【記載箇所：②のp.52】  人材の育成・確保においては、ITスキルのカテゴリ毎に求められる知識・スキルレベルを整理し、計画的に育成している。また、ITを専門的に学んだ人材の採用も強化した。加えて、変革を牽引するDXリーダーの育成やデジタルリテラシーの向上施策についても実施していく。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①中国電力グループ統合報告書2021　p.45  ②中国電力グループ統合報告書2023　p.51 | | 記載内容抜粋 | 【記載箇所：①のp.45】  IT構想の中で、ITインフラ・システムのスリム化（レガシーシステムの刷新含む）およびデータ活用基盤の構築に取り組んでいる。  【記載箇所：②のp.51】  また、ロードマップにおいて、達成目標に「事業環境・社会の要請に応えるIT基盤構築（迅速性・拡張性、セキュリティ確保、事業環境変化への対応）」と「システム開発の効率性・柔軟性の向上と運用コストの低減」を設定。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①中国電力グループ経営ビジョン  ②中国電力グループ統合報告書2021  ③中国電力グループ統合報告書2023  ④中国電力グループアクションプラン2024-2025 | | 公表日 | ①2020年1月21日  ②2021年10月29日  ③2023年10月31日  ④2024年4月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページにて公表  ①https://www.energia.co.jp/ir/irkeiei/pdf/groupvision\_02.pdf  p.3-4  ②https://www.energia.co.jp/ir/irzaimu/pdf/tougou/2021\_tougou.pdf  p.45  ③https://www.energia.co.jp/ir/irzaimu/pdf/tougou/tougou\_02.pdf  p.21-22、p.51  ④https://www.energia.co.jp/assets/press/2024/p20240430-5.pdf  p.12 | | 記載内容抜粋 | 【記載箇所：①のp.3-4】  経営ビジョンの中で2030年までに達成を目指す3つのミッションとあわせて、連結経常利益600億円以上、連結自己資本比率25%、利益全体における成長領域の比率25%等の利益・財務目標を掲げている。  【記載箇所：③のp.21-22、p.51、②のp.45】  デジタル技術を活用する戦略との紐づけとしては、情報通信、DXによる新たな価値創造を「事業領域の拡大」における、非エネルギー領域の新たな領域として設定しており、上記の取り組み方針と、IT構想およびにロードマップで設定した重点項目とを紐づけて、利益・財務目標への貢献および進捗状況をモニタリングしている。  【記載箇所：④のp.12】  特に人材確保を重点実施事項として掲げ、その中でDX推進リーダーを約500名育成することを2025年度末までの具体的な数値目標として設定している。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①2022年10月28日  ②2023年10月31日  ③2024年4月30日 | | 発信方法 | 当社ホームページにて公表  ①中国電力グループ統合報告書2022  https://www.energia.co.jp/ir/irzaimu/pdf/tougou/2022\_tougou\_01.pdf  p.12  ②中国電力グループ統合報告書2023  https://www.energia.co.jp/ir/irzaimu/pdf/tougou/tougou\_02.pdf  p.13  ③中国電力グループアクションプラン2024-2025  https://www.energia.co.jp/assets/press/2024/p20240430-5.pdf  p.2 | | 発信内容 | 【記載箇所：①のp.12】  収益基盤の強靭化に向けた取り組みについて、社長インタビューの中で「デジタル技術・データ活用による業務変革・価値創造を強力に推進していく必要があると考えており、2022年6月にデジタルイノベーション本部内に設置した「DX推進プロジェクト」を司令塔として、取り組みを加速していく」旨を発信した。  【記載箇所：②のp.13】  さらに、2023年には業績の安定化、向上に向けた具体的な取り組みとして、DX（デジタルトランスフォーメーション）による抜本的な生産性向上を推進する旨を発信している。  【記載箇所：③のp.2】  また、財務基盤の回復に向けて稼ぐ力と生産性の向上を図り、DX推進等の事業基盤充実への資源配分を行う旨を発信している。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年2月 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトにて提出済。また、評価内容を今後の方針や施策にフィードバックしている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ・サイバーセキュリティ対策およびセキュリティ監査  2020年10月～継続実施中 | | 実施内容 | 日本電気技術規格委員会が定めるガイドラインや社内規定類等に基づき、サイバー攻撃による情報漏えいリスク等に対する社員の認識を高めるとともに、情報セキュリティの向上を図るため、各サイバーセキュリティ対策および監査に取り組んでいる。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。